

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第5号)

平成25年12月9日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真理子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美智子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	安 井 明	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美恵子	議員	20番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長	石 川 晃 二 君	議事課長補佐	馬 場 秀 樹 君
		兼議事担当係長	

議事課主査 花 井 悟 之 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	堀 田 彰 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君
会計管理者	深 谷 義 己 君	監査委員事務局長	阪 野 正 男 君
兼出納室長			

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 60 号 工事請負契約の締結について(国庫補助事業 道路補修耐震補強

工事)

議案第 61 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について

議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につい

て

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

議案第 66 号 豊明市農業共済事業実施条例の廃止について

議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 69 号 尾張農業共済事務組合規約の一部改正に関する協議について

議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について

議案第 71 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて

議案第 72 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 73 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(2) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 74 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げ

げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第74号の追加提案がありましたので、本日の日程に組み入れることとし、提案説明及び質疑を行った後、所管の福祉文教委員会に付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第60号から議案第73号までの14議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第60号及び議案第61号の2議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第62号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

No.5 ○5番(近藤恵子議員)

今回のこの議案、豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定についての、この指定管理によってコストの削減、また市民へのサービスの向上など、どのような効果が期待できますか。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.7 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、お答えいたします。

まず、コストの削減であります。5年間の指定管理期間で650万8,000円、まあ全体の3億2,000万の提示に対しまして、率にして2.03%の削減提案でございました。

これは年間の平均の額にいたしますと130万1,600円、まあ少額であります。利用者のサービスの向上と経費の縮減、それに取り組み、指定管理費用の削減を図った提案でございまして。

具体的にサービスの向上についてお話いたしますが、まず勅使グラウンド、勅使テニスコート、勅使の弓道場など、体育施設の月曜日の営業を行います。このことにより、スポーツの機会の拡大を図ります。

また、福祉体育館内のトレーニングルームのマシンの更新、利用者の多い卓球台の増設、そしてスポーツラウンジの設置、ポイントカードサービスや子育て家庭優遇カード、はぐみんの加入で受講料を10%オフ、また利用者ニーズの拡大のため、各種スポーツ教室の開催など、多くの提案がなされ、その効果を期待するところであります。

これらは本市のスポーツ推進計画に定められました成人の1週間1回以上のスポーツ実施率、60%以上の達成の一翼を担うものとして期待しております。

以上です。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

続いて、藤江真理子議員。

No.9 ○6番(藤江真理子議員)

同じく、議案第62号を質問させていただきます。

この指定管理者の団体に決まりましたシンコースポーツ株式会社、この名古屋支店さんを選んだ最終的な決め手は何でしょうか。

特に、どの点がすぐれているということで決められたのでしょうか、お願いします。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.11 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、シンコースポーツ株式会社を選んだ決め手であります。

まず、シンコースポーツ株式会社は、本市の福祉体育館や体育施設が、市民の体力、健康増進、スポーツ・体育の振興、そして福祉の向上を図るという、まあ公の施設であることを十分理解して、誰もが、いつでも、いつまでも気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツ社会の実現の支援を提案しております。

このことによりまして利用者に対して、市民の利用者に対しては、平等な利用の確保が大前提である、そのような基本的な考え方をっております。

そのため、市民に対しまして、まずスポーツを始めるきっかけづくり、そしてスポーツの機会や場を提供する、さらにスポーツを通じた交流促進を行う、この3つの項目を基本方針として、審査委員会において指定管理者の候補者の決定に至ったわけであります。

具体的な提案については、先ほど一部ご紹介いたしました取り組みがございます。

しかしながら、このような提案も、実行力が、実現性ですね、実現性を伴わなければなりません。そのため今回、会社の経営状況についても、審査会で審議をいたしました。

その結果、応募者中、特にすぐれた会社の経営状況でございました。

そしてまた、高齢者の就労機会の確保、これにつきましても、本市の第4次総計や高齢者福祉計画、介護予防事業計画を踏まえ、高齢者の原則継続雇用や、全スタッフの8割以上に豊明市民を雇用するなど、他に比べてすぐれた提案を受けました。

これにより、これらのすぐれた提案等を加味いたしまして、最終的には総合的に審査を行い、今回、シンコースポーツ株式会社を指定管理者の候補者にしたものでございます。

以上です。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

続いて、前山美恵子議員。

No.13 ○19番(前山美恵子議員)

では、議案第62号の指定管理者の指定についてであります。先ほどの質問とダブリますが、もう一度、済みませんが、お答えをいただきたいと思っております。

シンコースポーツ株式会社を選定された、その理由についてが1点目。

それから2点目として、年間の指定管理料は幾らになるのでしょうか。

それから、利用料金は条例で定められた枠組みの中で設定されているので、高額になることはないと思いますが、年間で幾らぐらいになるのか、お願いします。

それから次に、福祉体育館で働く職員の方は、シンコースポーツではここで何人働かれるのか。

そして、その職員ですけれども、配置基準というのがありますか。

さらに、その職員の雇用形態や労働条件がどうなっているのか、市のほうでつかんでいらっしゃるでしょうか、お答えをください。

それから、指定管理者が仕様どおりの運営をしているかどうか、このチェックはどのようにするのか、お聞かせをください。

それから、指定管理者には利用者、まあ市民からの運営や、それから施設改善への要求に対応していただけるのでしょうか。

そして次に、指定期間が5年間となっておりますが、スポーツ推進計画、これは10年のスパンで切っておりますが、その関係で変わることはないのか。要するに5年間、その指定管理者が途中で撤退とか倒産とか、そういうケースがあった場合、どうなるのかということが心配されますので、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、指定管理者の事務執行に対して監査、こちらの監査は行うことができるのか。以上です。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.15 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、順次お答えいたしてまいります。

まず最初に、シンコースポーツが選定されたその理由、先ほどと重複いたしますが、この会社はスポーツに関しての基本的な考え方がやはり公の施設である、そして利用者に対して平等な利用の確保が大前提であるという考えを持って、先ほどご紹介いたしました3つの基本方針を挙げております。

そして、実際に具体化、具現化するために、各種提案をいただきました。

その中でも、やはりすぐれた点で、会社の経営状況、それから高齢者の就労機会の維持、確保ということ、特に考慮いたしまして、総合的に判断してシンコースポーツ株式会社に選定したものであります。

2点目の年間の指定管理料、利用料金についてのお尋ねであります。今現在、協議を進めている中では、総額では、審査の時点で提示がありましたのは3億1,349万2,000円、3億1,349万2,000円。これは市が提示しました5年間の予算額3億2,000万以内の提示であります。

ご承知のように、平成26年度から指定管理を予定しております。消費税が3%アップいたしますので、この提示の時期の金額が、アップ分が変わります。

5年間の指定期間で3億2,244万9,000円、3億2,244万9,000円が、5年間の総額となります。

年額にいたしますと、26年度から30年度までの5年間ですが、初年度は6,481万

6,000 円、27 年度以降は 6,440 万円、平均ですね、6,440 万円前後のそれぞれ単年度の契約、契約といえますか、指定管理料になります。

そして、次のお答えで利用料金、まあ実際に市民がお支払いいただく利用料金であります。これは今、条例で定めております使用料金、これが消費税が8%にアップをいたしますが、その条例で定める使用料金を上限として今現在、協議を進めております。今現在は、妥結はしてはおりません。

2点目の、福祉体育館で働く職員は、会社の社員ですが、どのように、何人かというお尋ねであります。

また、配置基準、雇用形態、労働条件ということで、ちょっと長くなりますが、今のシンコースポーツからの提案内容でご紹介いたしますと、まず福祉体育館で働く社員は総括責任者、まあこれ館長ということになるんですが、経験年数 10 年以上の 40 歳代の正職員、これが1名、勤務時間は8時から夕方5時まで。

そして、それをサポートします副総括責任者、これも正社員であります。この方は 12 時半、お昼過ぎから夜の 21 時 30 分、9時半まで。

そして、事務を行いますパートの事務員を2名、これは週 20 時間程度の勤務を予定しております。パートの事務員が2名。

そして、トレーニングルームの責任者、トレーニングの責任者が1名、これ正社員であります。これも8時 30 分から夕方5時 30 分まで。

そして、パートのトレーニング指導員、これが週に 20 時間、夕方の5時 30 分から夜の9時半まで配置であります。

この6名で朝の8時から夜の9時半までの間、まあ勤務のシフトがございますので、全員はおりませんが、事務室では、事務室のところでは、時間によりまして2名から3名、2名以上は常駐している。トレーニングルームでも1名は、トレーナー、指導員、責任者が常駐しているということになります。

次に、3点目の指定管理者が仕様書どおり、運営をしているかどうかの判断はどのようにするのかというお尋ねであります。

今後、指定管理者とは詳細事項について基本協定書を締結する予定で今、事務を進めております。

この基本協定書の中に、業務が条件等に基づき適正に行われているかどうかを確認するためのモニタリングの実施、モニタリングの実施という規定を、協定書の中に設ける予定をしております。

この規定は、市が業務の実施状況の監視、調査、評価、助言、指導及び確認を行うことができるというものを定めたもので、万が一、仮に業務が条件を満たさない場合、指定管理者が業務を満たさない場合は、市は指定管理者に改善勧告を行い、また指定管理者は改善策を速やかに実行し、その結果を市に報告する、そのような義務づけをつける協定書を今後締結する予定であります。

次に、4点目で指定管理者は、指定管理者には利用者の運営や施設改善への要求に対応してもらえるのかということであります。

これは市民の皆様、利用者のCS、顧客満足度の向上のための一環として、アンケート調査やご意見箱を設置し、利用者のニーズの把握に努めてまいります。

その結果を毎日、指定管理者の職員、社員のミーティング等で協議し、その都度、見直しを図っていく、そのような提案を受けております。

次に、5点目のスポーツ推進計画との関係は変わることはないかというお尋ねであります。

指定管理者は本市のスポーツ推進計画、冒頭に申し上げましたが、推進計画の内容を十分理解した上で、今回基本方針を定め、指定管理者の業務に応募してまいったわけがあります。

この考え方は、まあ5年後においても、次の指定管理者が仮にかわった場合でも、スポーツ推進計画の方針は原則として変わらないものというふうに考えております。

ただし、指定管理者が途中で撤退、まあ倒産した場合、指定管理の取り消しという手続をとるわけではありますが、その場合でも、市に対してのリスク、これを先ほど申しました基本協定書の中でリスクの分担を前もって明確にし、不測の事態に備えて業務の支障にならないように定めていきたい、そういうふうに事務を今進めております。

最後に、6点目の指定管理者の事務執行に対して監査を行うことができるか。

監査は指定管理者に対して毎年、定期的を実施する予定でおります。

監査を行いますのは、豊明市福祉体育館運営協議会や豊明市福祉体育館等指定管理者審査委員会などに依頼して、監査を行う予定でおります。

以上、終わります。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.17 ○19番(前山美恵子議員)

中で、幾つかちょっと再質問をしたいと思います。

最後のほうに、監査は行うことができるということですが、利用料金については、指定管理者のほうに入りますので、市のほうに入らないんですけれども、このチェックは市の、議会のチェックというのはできるのかどうかというのが、ちょっと心配なんですけれども、その点についてと、逆のほうからいきます。

余り多かったんで、わからなくなっちゃった。

職員の配置なんですけれども、正社員の方が何人かいらっちゃって、パートの人を充て

られたりとかする。正社員が3人いらっちゃって、パートの人を含めて6人という話だったんですけれども、今現在、福祉体育館のこの業務にかかっている正規の職員は5人というふうにお聞きをしています、5人の方が全員、こちらのシンコースポーツにかわるわけではないというふうにお聞きをしております。

ですから、市の職員の人を何人削減して、このシンコースポーツの人とかわるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、利用者ですね、使用料金とのかかわりが出てくるんですけれども、当然、シンコースポーツさんがいろんなところで利益を上げようと思えば、いっぱいいろいろ教室を企画をしたりとかします、今、貸し館であいているところについては、結構いろんな教室、企画で埋められて、利用者が、市民が使いたいというふうで企画を持って、突然使いたいと言った場合に、使えないというようなことが起きるのではないかという気がしますけれども、そういう点については、まあ何とかクリアできそうでしょうか。お願いします。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.19 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、まず1点目の利用料金、まあ議会でチェックできるかということですが、先ほど、毎年1回は最低でも監査、検査を行うということがありました。

その中で、事業報告書というのを指定管理者から市のほうに提出させます。その中に利用料金の総額とか、その内訳等も決算書等で出てまいりますので、その資料をもとに監査といいますか、チェックをしていきたいというふうを考えております。

2点目のですが、2点目の社員の、先ほど申しましたように、シンコースポーツの社員は3名、パート3名、体育館で6名、このほかに体育施設、勅使のほうでもグラウンド、テニスコートの貸し出しを行いますので、そちらにも正社員1名、それと事務員としてパートを、延べですが3名雇う予定でおります。

お尋ねの今、福祉体育館には館長を含め5名おります。5名が全てこの福祉体育館の貸し館業務といいますか、指定管理業務を行っておるわけではございません。

昨日、土曜日ですか、ごめんなさい、土曜日にも愛知駅伝というのがありまして、ああいうスポーツ事業というのは、引き続き体育館のスポーツ係といいますか、職員が行っていくということでもあります。

5名のうち、何名削減できるかということですが、今は何名残すかというのは、ちょっと調整中ですので、申しわけございませんが、この場では控えさせていただきたいと思います。

3点目の利用者の利用料金、そして指定管理者があいているアリーナ、教室等、施設等

を自主事業といいますか、自主的に教室を設けて収入を確保するわけであります。

それについての提案で、施設がまずは市民の皆様に貸し出すのが最優先、そしてあいたところで教室を開いていきたいと、それが大原則というふうに提案してきております。

市民の方にお使いいただけなくて、あいているときに施設の有効活用ということで、そのところをとって各種スポーツ教室を開催していくという考え方でおります。

以上です。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 62 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 63 号及び議案第 64 号の 2 議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 65 号については、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤善人議員。

No.21 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてお伺いします。

ほかにも職種はあると思うんですけれども、まず、この職種にした理由と、あと影響額と他市町、近隣市町の状況とかは調べられて、まあ参考にしたかどうか、算出の根拠をお願いします。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

本市におきましては、各職場で多くの臨時職員を雇用いたしております。

時代の変化によりまして、臨時的な任用ではなく、日常的かつ一般事務に従事する一般職員としての要望が高まってまいりました。

そこで今、議員がご質問のように、新たに非常勤一般職の提案をさせていただいております。

今回、10 種類の職種を提案させていただいておりますが、新たに提案した防災専門員、保育士、児童厚生員、3つが新たなものでございます。

これは保育士の待遇改善のためのものであったり、防災の地域計画をこれからつくっていくのに、応援をしていただく防災の専門の方を雇うというようなことでございます。

あとの7職種については、これまでの一般の非常勤の特別職から一般職へのくらがえというようなことでございます。

影響額については、全体で約 6,800 万円増額になります。そのうち、保育士と児童厚生員の関係で約 5,000 万円の増額ということになります。

単価については、近隣を調べさせていただきました。今回、保育士でいきますと、月給で 2万円ぐらい上がるような形、時給でいきますと 100 円ちょっとぐらい上がるというようなこともあります。

高いところ、低いところありますが、議会でもご指摘があったように、名古屋市への流出というようなこともございましたので、今回、このような改正とさせていただいております。

以上です。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

続いて、前山美恵子議員。

No.25 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 65 号の一般職の任用、勤務条件に関する条例制定について質問をいたします。

最後のページに別表が掲げられておりますけれども、報酬月額について表にあるような月額としたその根拠について、前の方と重なるともあるかと思っておりますけれども、この説明をお願いします。

それから、月額報酬非常勤一般職員として採用しなかった他の職種について、これは採用されなかった理由について、例えば保健センターの保健師さんとか、まだパートさん、臨職さんがいらっしゃいますけれども、これについては採用しなかったのはどういうことでしょうか。

それから、ここに、表に掲げられておりますのは、給与についてでありますけれども、そのほかに勤務条件がどのように変わったのか、この点についても改善点があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、この別表の中にあります防災専門員が、これは新たに新しい方を採用するというので、これについてはどんな職種を想定をされて、ここに計上されたのか、お聞かせをお願いします。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほどの答弁とダブるかもしれませんが、お聞きください。

本市におきましては、先ほど申し上げたように臨時職員を数多く雇っております。

そういった中で、一般的にもう常勤化しておって、非常に需要の高い職種については、待遇改善を図って他市への流出を防ぐ必要があるだろうと、そういう議会でもご指摘がございました。

そういったことから今回、まあ保育士と、児童館で働く児童厚生員について待遇改善を図ったところでございます。

それと防災専門員については、総務防災課長を補佐しながら、防災面の強化のために、先ほども申し上げたんですが、地域防災計画の策定とその普及ですね、または緊急の災害時、とっさの判断が必要とされる災害時に、そういったことにたけた、非常に経験の深い方を雇う必要があるというようなことで、今回、そのような形にさせていただきました。

待遇改善については、先ほど近藤善人議員のときにもご説明したような形で、大体 100 円ちょっとの時給単価を上げたということと、防災専門員については、そういった資格を持った方を雇うには、年収はやはり 400 万円程度になる、そういったものが必要だろうというようなことでありまして、そういったことで 35 万円という月額にさせていただいております。

そして今回、この対象にならなかったのは、どうしてかというようなことでありますが、今回ですね、調査を人事当局から担当の各課に照会をさせていただきました。

で、今回の人員の確保だとか待遇改善だとかというような、そういう趣旨で照会させていただいた結果、このような形になった。

保健師についてのご指摘もございましたが、今回、保健師については時給単価のほうでかなり上げております。そちらのほうで見ていけば、何とか確保ができるのではないかなというようなことを我々は考えたわけでございます。

あと、全体の休暇だとか労働条件の改善については、もちろん今でも、週に 20 時間以上働いていらっしゃる方は雇用保険の対象になるし、30 時間以上の方は社会保険の対象になります。

その辺については変わりませんが、やはり一番変わったのは、月給制になったということで、安定した収入が約束されるということと、臨時職員ということですと、半年間の期限、さらに最長で半年間、合計で 1 年ということになっておりますが、この非常勤の一般職でいきますと、1 年契約で最長 5 年契約が、まあ法律上できるというものでございまして、身分的に非常に安定をするということで、こういった制度を取り入れさせていただいております。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。
前山美恵子議員。

No.29 ○19番(前山美恵子議員)

保育士さんですが、私も質問をして、今回月給制になったんで、大変改善なんですけれども、保育士さんもいろいろ中での状況が、クラス担任の保育士さんから普通の補佐をする保育士さんから、これは仕事の重みがちょっと違って来るんですけれども、担任を持たれる、クラス担任を持たれる方というのは、また別途ですか、同じなんでしょうかということ、ちょっとお聞かせをいただきたいんですが、それから防災専門員の方は、経験、資格がある方ということで、今おっしゃられたんですが、具体的にどのような方を想定されているのか、今お答えはできますでしょうか、お願いします。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、保育士さんのほうで答えをいたしたいと思います。

クラス担任等を持っていらっしゃる方を、今、まあパートで1,000円ちょっとの単価であります、その方々が58名おいでになります。

その方々を19万8,000円ということで位置づけをして、あと残った方が80人ございます、そういう方々がどういうことをやっていらっしゃるかと、長時間で朝だけとか、帰りだけとかというような、そういう補助をしていただいております。

そして今回、ここには出ておりませんが、産休代替でもう全く正職員と同じというような方については、任期付の職員の採用ということでやらさせていただいて、また後で職員採用試験を行います。そういった三種類に分かれます。

そして、防災専門員については現在、多方面にそういった人材を当たっております。消防のOBも対象になるでしょうし、危機管理ということになりますと、自衛官のOB等も対象になってくると思いますが、その辺については今後、もう少し詰めた形でやっていければというふうに考えております。

以上です。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。
以上で議案第65号の質疑を終わります。

続いて、議案第 66 号については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。
続いて、議案第 67 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。
前山美恵子議員。

No.33 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 67 号の豊明市税条例の一部改正についてであります。今回、地方税法の改定によって条例改正がされることになりました。

現行制度ですが、上場株式等の配当、譲渡損益の損益通算は、もともとできるようになっておりましたが、今回の地方税法の改定で、公社債等の利子、譲渡損益が上場株式等の配当、譲渡損益と一体として損益通算ができるように改善をされた。そのために現行の公社債等の課税方法が変更されることになったわけですが、本市への影響がどういふふうになるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.35 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、今回の市税条例改正のバックボーンには、個人住民税について金融所得課税の一体化を進めるという観点がございます。

地方税制の改正全体を見渡しますと、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算の拡大も、改正内容に含まれております。

議員がお尋ねの損益通算範囲の拡大に伴う影響につきましては、経済情勢等を踏まえた上で検討してまいります。今のところ、本市における影響額に関しましては、具体的な予想は難しいというふうにご考えておるところでございます。

終わります。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。
これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。
以上で議案第 67 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 68 号及び議案第 69 号の2議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 70 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

早川直彦議員。

No.37 ○11番(早川直彦議員)

議案第70号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第5号)、10款 教育費の青少年対策事業についてお聞きします。

野外教育センターの基本計画策定に至った経緯についてお聞かせください。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.39 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、野外教育センターの基本計画策定に至った経緯についてご説明いたします。

まず、教育委員会は豊根野外教育センターにおいて、小中学生が安心して安全な教育活動を行える環境を整備するため、浄化槽を初めとしました老朽化した施設の耐震化対策や、また医療、救急、防犯、安全、衛生面等の諸問題について検討を重ねてまいりました。

そのうち、施設面での課題を検討する中で、教育委員会はことしの6月から7月にかけて、現在の野外教育センターや豊根村旧三沢小学校、そして南知多美浜少年自然の家の各施設を、本市の教育委員や小中学校長の代表による現地視察を行いました。

これにより、教育委員の方々からは、美浜少年自然の家ではなく、豊根村での活動が望ましいというご意見をいただき、また、学校からは現センターの条件整備がなされれば、豊根村で活動を継続したいという意見でありました。

これを受けまして、教育委員会事務局は、7月末に豊根村での野外活動を継続するために、現センターと旧三沢小学校の整備について比較検討をする必要があるというふうな判断に至りました。

両者を比較検討するに当たり、具体的な整備内容、施設の改修内容、青写真といいますが、それと現時点では全く不明であります改修に要する概算金額等の資料が必要となりましたので、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

野外教育センターの整備につきましては、この基本計画の策定により、教育委員会としての方針案を定め、その後、経営戦略会議の結果をもって最終決定する予定であります。

以上です。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

以上で議案第 70 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 71 号及び議案第 72 号の2議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 73 号については、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。
近藤恵子議員。

No.41 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、議案第 73 号について質問いたします。

居宅介護サービスの給付費が率でいうと 15%、また、介護予防サービス給付費のほうは 40%を超える上昇ですけれども、この理由は何でしょうか。

また、昨年度も給付費が伸びていましたけれども、昨年、ことしと給付費が伸びることによって、今期の介護保険事業計画全体への影響はどのようなものが考えられますか。

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

浅田高齢者福祉課長。

No.43 ○高齢者福祉課長(浅田利一君)

ご質問のありました居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費が増加した理由でございますが、居宅介護サービス給付費については、高齢者人口の増加に伴い、介護認定者も合わせて増加しているため、訪問サービス、通所サービス及び短期入所サービスなど、各サービスにおける利用者がふえていることが主な要因でございます。

特に、その中で訪問介護と通所介護の伸びが顕著でございます。通所介護は当初 4,500 件を見込んでおりますが、8月までの実績として 3,200 件で、給付費が約2億 6,850 万円の約 71%となっております。

居宅介護サービス給付費の全サービスについても、当初約2万 200 件を見込んでおりますが、8月までの実績で既に1万 2,000 件で当初の約 60%、6億 6,800 万円に達している状況でございます。

また、介護サービス給付費についても、それぞれのサービスの件数が伸びておまして、特にこちらにおきましても、通所介護サービスが当初 880 件のところ、8月までの実績は 750 件、2,520 万円で、約 85%の支給状況となっております。

なお、介護保険事業計画の全体の影響につきましては、給付費の増加に対して対応は可能と考えております。

以上で終わります。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 73 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案 14 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案 14 件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、12 月 20 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案 14 件については、12 月 20 日までを審査期限といたします。

以上で日程 1 を終わります。

日程 2、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第 74 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

浅田高齢者福祉課長。

No.46 ○高齢者福祉課長(浅田利一君)

議案第 74 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、愛知県から在宅医療連携拠点推進事業補助事業者の採択をいただきましたので、追加上程するものでございます。

それでは、1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 235 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 2,437 万 9,000 円とするものでございます。

歳出からご説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目 介護予防ケアマネジメント事業費を 230 万 5,000 円増額いたしまして、564 万 9,000 円とするものでございます。

これは説明欄にもありますように、費用弁償及び普通旅費を 30 万 5,000 円増額するもの

で、先進的な在宅医療連携体制の取り組みをしている自治体に視察を行う費用でございます。

その下の電算関係委託料は、いきいき笑顔ネットワークシステムを効率的に活用するため、バージョンアップする改修に充てるものでございます。

次に、下段の3目、権利擁護事業費を5万円増額しまして、353万4,000円とするものでございます。

これは、在宅医療に関する啓発活動として、地域包括ケアシンポジウムを開催する際の講師等謝礼でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。

5款3項 県補助金、5目 在宅医療連携拠点推進事業交付金 235万5,000円の増額につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました介護予防ケアマネジメント事業費及び権利擁護事業費に対応する補助率10分の10を、県からの歳入分でございます。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、議案第74号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、豊明市議会会議規則第37条の規定により、所管の福祉文教委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案1件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月20日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案1件については、12月20日までを審査期限といたします。

以上で日程2を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は、12月20日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

午前10時47分散会

copyright(c) Toyoake City.